

# 「戻り需要」に係る独占禁止法・電気事業法の解釈について

#### 第71回 制度設計専門会合

令和4年3月24日(木)





## 背景

- 燃油価格高騰等を背景に、卸電力市場(JEPX)の市場価格が高騰していることや、それに伴って相対取引価格も高騰していることから、一部の新電力において、特高・高圧部門からの事業撤退等が生じ始めている。
- これにより新電力と契約をしていた需要家が、新たな契約先として旧一般電気事業者へ 小売供給契約の締結を依頼する動き(「戻り需要」注が増加する動き)が全国的に見られている。一部の旧一般電気事業者においては、来年度のための供給力として確保して いた供給力を上回る戻り需要が発生しており、供給力を上回る戻り需要への供給を行う 場合には、高止まりしている卸電力市場からの調達によって行う必要がある。
  - 注)区域において一般電気事業者であった小売電気事業者と電気の小売供給契約を締結していた需要家が、他の小売電気 事業者との契約に切り替えた後、再び当該区域において一般電気事業者であった小売電気事業者との契約を求める場合 の需要のことをいう。
- しかしながら、高止まりしている卸電力市場価格と旧一般電気事業者の標準メニューに 基づいて供給した場合の料金が逆転する可能性が生じている中、来年度のための供給力として確保していた供給力を上回る戻り需要への供給については、不当廉売の観点からは原価を適切に反映した場合には、標準メニューよりも高い料金等により供給を行う必要がある一方で、当該対応が、戻り需要に対する差別対価等に該当するのではないかとの懸念もあることから、市場における適正な価格形成や自由競争が阻害されないよう、当該論点について独占禁止法上・電気事業法上の解釈をお示しすることとしたい。

## 独占禁止法・電気事業法上の解釈

● 旧一般電気事業者である小売電気事業者が、来年度の供給のために事前に調達していた供給力に余力がなく、戻り需要に応じるためには追加的に卸電力市場等で調達せざるを得ないが、卸電力市場等からの追加的な調達では標準メニューの額又は最終保障供給約款の額(標準メニューの1.2倍)で契約をしてしまうと不当廉売に該当してしまうおそれがある場合において、供給力の確保を卸電力市場等からの追加的な調達により行うことを前提に、標準メニューの額(さらには最終保障供給約款の額)を上回る料金、または、市場連動型の料金で小売供給契約を締結すること、若しくは、小売供給契約を締結しないこと自体は独占禁止法上及び電気事業法上、問題ない。

## (参考)「適正な電力取引に関する指針」における関連規定(不当廉売)

- I 小売分野における適正な電力取引の在り方
- 1 考え方
- (1) 小売供給
- ④ また、不当な解約制限や競合相手を市場から退出させる目的での不当に安い価格による小売供給などの行為は、電気の使用者の利益の保護の観点からは、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者に限らず、全ての小売電気事業者が行う場合に電気事業法上問題となる行為であり、需要家の利益の保護や電気事業の健全な発達に支障が生じる場合には、電気事業法に基づく業務改善命令(同法第2条の17)や業務改善勧告(同法第66条の12の勧告をいう。以下同じ。)が発動される可能性がある(業務改善勧告については監査、報告徴収又は立入検査が実施された上で発動されるもの)。なお、需要家に対する説明の在り方や小売電気事業者の営業・契約形態に関する考え方については、別途、電力の小売営業に関する指針において規定している。
- 2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為
- (1)小売供給
- ① 小売料金の設定及び小売供給に関する行為
- イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為
- ii 特定の需要家に対する不当な安値設定等

区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、他の小売電気事業者から自己に契約を切り替える需要家又は他の小売電気事業者と交渉を行っている需要家に対してのみ、供給に要する費用を著しく下回る料金で電気を小売供給すること又はそのような料金を提示することにより、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある(私的独占、差別対価、不当廉売等)。

## (参考)「適正な電力取引に関する指針」における関連規定(戻り需要)

- 2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為
- (1) 小売供給
- ① 小売料金の設定及び小売供給に関する行為
- イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為
- iv 戻り需要(注)に対する不当な高値設定等

区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、戻り需要を希望する需要家に対して、不当に高い料金を適用する又はそのような適用を示唆することは、需要家の取引先選択の自由を奪い、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある。また、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、戻り需要を希望する需要家に対して、不当に交渉に応じず、その結果従来小売供給していた料金に比べて高い一般送配電事業者による最終保障供給約款が適用されることとなることも、同様に、独占禁止法上違法となるおそれがある(私的独占、排他条件付取引、差別対価等)。

ただし、戻り需要に対応するため、予備力を活用することに伴う合理的なコストアップを反映した料金を設定することは、原則として、独占禁止法上問題とはならない。

(注)区域において一般電気事業者であった小売電気事業者と電気の小売供給契約を締結していた需要家が、他の小売電気事業者との契約に切り替えた後、再び当該区域において一般電気事業者であった小売電気事業者との契約を求める場合の需要のことをいう。